長崎県立大学研修員規程

（平成20年4月1日
規程第　62　号）

改正　平成27年3月3日規程第53号
改正　令和2年2月4日規程第44号

（趣旨）
第1条　この規程は、長崎県立大学学則（平成 20 年規則第1号。以下「学則」という。）第 59 条及び長崎県立大学大学院学則（平成 20 年規則第2号。以下「大学院学則」という。）第 47 条の規定に基づく研修員に関し必要な事項を定めるものとする。

（資格）
第2条　研修員となることができる者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）又は公共機関その他の団体等が 派遣する教員及び職員とする。ただし、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

（受入時期）
第3条　研修員の受入時期は、第1学期または第3学期の始めとする。ただし、学長が必要と認めたときは、この限りでない。

（派遣手続）
第4条　研修員を派遣しようとする学校又は公共機関その他の団体等は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。
(1)　研修員派遣申請書（別記様式）
(2)　派遣する研修員の履歴書
(3)　健康診断書
(4)　前3号に掲げるもののほか、学長が必要と認める書類

（受入）
第5条　研修員の受入れについて は、学長が決定する 。

一部改正［平成 27 年規程第 53 号］

（受入手続及び受入許可）
第6条　前条の決定 に基づき通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出しなければならない。
2　学長は、前項に規定する受入手続を完了した者に対して、受入れを許可する。

一部改正［平成 27 年規程第 53 号］

（研修員証の交付）
第7条　研修員に対しては、研修員証を交付する。
2　研修員は、研修員証を常に所持しなければならない。

（研修期間）
第8条　研修員の 研修期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、研修期間延長願を学長に提出し、許可を得て研修期間を延長することができる。

（研修方法）
第９条　学長 は、研修員の希望する研修課題等を考慮し、指導教員を定めるものとする。
２　研修員は、指導教員の指導のもとに、長崎県立大学の施設及び設備を利用して研修を行うものとする。
３　指導教員は、研修員に対する指導上必要と認めるときは、他の教員との協議に基づき、他の学生の教育に支障のない範囲において、当該他の教員が担当する授業科目を研修員に受講させることができる。

一部改正［平成 27 年規程第 53 号］

（研修報告書の提出）
第 10 条 研修員は、研修を終了したときは、研修の成果を記載した研修報告書を、指導教員を通じて、学長に提出しなければならない。
２　学長は、指導教員の意見に基づき修了の認定を行う。
３　学長は、前項の規定により研修修了を認定した者には、研修修了書を交付することができる。

一部改正［平成 27 年規程第 53 号］

（研究料）
第 11 条 研修員は、所定の期日までに研究料を納付しなければならない。
２　前項に規定するものの ほか、研修に要する特別の費用は、研修員の負担とする。

（規程の遵守）
第 12 条 研修員は、この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則及び諸規程を遵守しなければならない。

（受入許可の取消し）
第 13 条 学長は、研修員が学則、大学院学則若しくは諸規程に違反したとき又は疾病その他の事由により履修する見込みがなくなったときは、その受入許可を取り消すことができる。

一部改正［平成 27 年規程第 53 号］

附　則
この規程は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年３月３日規程第 53 号）
この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年２月４日規程第 44 号）
この規程は、令和２年４月１日から施行する。